

## 令和6年度フードパントリー実施業務委託に係る企画提案仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度フードパントリー業務委託（北部、中部、南部、宮古、八重山圏域）

### 2 事業の目的

今般の長期化する物価高騰の影響により、経済的に困難を抱える子育て世帯を取り巻く環境は以前にも増して厳しい状況となっており、また、これら世帯においては、地域で孤立し、既存の支援体制では把握しづらい場合や支援が届きづらい場合があることから、既存の支援体制を補完する仕組みが必要となる。

このため、困難を抱える子育て世帯を対象に食支援を行うフードパントリーを開催するとともに、食支援を契機として支援を必要としている家庭を社会資源や支援制度につなげることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 企画提案に係る見積上限額

見積上限額は圏域別に以下のとおりとする（消費税を含む）

北部、宮古、八重山圏域：1圏域につき 8,622,000円

中部、南部圏域：1圏域につき 18,622,000円

- ・本見積額は、企画提案のために示した金額であり、契約金額ではない。
- ・食料品購入費は、北部、宮古、八重山圏域は 5,000,000円（10,000円×100世帯×5回を目安）、中部、南部圏域は 15,000,000円（10,000円×300世帯×5回を目安）を目安に計上すること。なお、食料品購入費に関しては、消費税込みの額とし、一般管理費を算出する際の対象経費からは除くこと。
- ・一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であり、当該業務に要した経費として特定・抽出が難しいものとし、次の計算式により算出し計上すること。  
（直接人件費＋直接経費－食料品購入費）×10%以内

### 5 業務委託内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこと。なお、本仕様を基本とするが、事業の趣旨に沿って、各圏域の現状を踏まえた効果的・効率的な事業実施に資する取組等がある場合は、企画提案を行うこと。最終的な実施内容については、企画提案内容を踏まえ、県と受託事業者が協議のうえ決定する。

#### (1) 業務内容

経済的に困難を抱える子育て世帯等を対象としたフードパントリーを開催し、

食料品の提供を行うとともに、食料品を受け取った者に対してアンケートを実施し、必要な支援ニーズを把握し、状況に応じて必要な支援につなげる。

#### ア 実施内容

- (ア) 各圏域においてフードパントリーを5回程度開催する。開催日時、開催場所については、利用者が参加しやすいよう考慮すること。
- (イ) フードパントリーで提供する食料（酒、嗜好品類は除く）は、1回の配布につき1世帯当たり1万円以内（税込み）とし、栄養面を考慮するとともにアレルギー食品を除外又は適切に表示を行うなど、配布する利用者への安全・安心な食の提供に努めること。なお、食料品以外の生活必需品などであっても、提供することで子育て世帯の支援に資する品であれば配布の対象とすることができる。
- (ウ) アンケートの内容については、①おおよその所得、②家庭の状況、③現在活用している制度（社会資源）、④必要としている支援内容等が把握できる質問項目を提案すること。なお、事業実施に際しては、各圏域の事業者毎の提案内容をふまえて、全圏域共通のアンケートを作成し実施することとする。
- (エ) アンケート内容の結果、何らかの支援へのつながりを必要としている世帯を把握した場合は、相談窓口で個別対応を行うとともに、当該世帯にアプローチを行い、状況に応じて市町村や他の支援団体等と連携を図りながら必要な支援につなげること。

#### イ 支援対象者

支援対象者は、概ね以下の要件に該当する世帯を想定しているものの、厳格に運用することにより、かえってフードパントリーへの参加を躊躇させることの無いよう留意すること。

- ・おおむね18歳以下の子どもであって生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者（生活保護受給世帯の子どもを含む。）又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象者（生活保護受給世帯の子どもを含む。）がいる世帯。
- ・児童扶養手当を受給している世帯。
- ・所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯。
- ・その他、家庭の状況の変化等により家計が急変し、子どもの養育が困難な状況に陥っている世帯。

#### ウ 周知

- (ア) 市町村児童福祉担当部署、要保護児童対策地域協議会、教育委員会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び子どもの居場所など地域の様々な支援機関等と連携し、支援対象者に効果的な周知を行うこと。

## エ その他

各市町村のこどもの貧困対策支援員や各圏域で実施している「要支援家庭等寄り添い支援事業（県事業）」、その他民間団体等が実施する様々な食支援事業等とも連携を図りながら、効果的な支援体制の構築に努めること。

## 6 委託料の支払い等

契約直後、受託者から請求があった場合、支払い計画に基づき概算払いをすることができる。

## 7 成果品

業務報告書（アンケート集計結果を含む）を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体（CD-R 等）に保存し提出すること。

提出部数は、印刷製本 2 部（正・副）、電子記録媒体 1 部とする。

## 8 著作権

成果品の著作権は沖縄こどもの未来県民会議（以下「県民会議」という。）に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者において責任をもって処理すること。

## 9 業務の再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、契約金額のうち事務費の 50% を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県民会議の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本・発送

原稿・データの入力及び集計  
事業実施に係る荷物の輸送

## 10 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 10 日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

## 11 事業実施に係る留意事項

- (1) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (3) 受託者は、本業務の責任者として、事業全体を十分に管理可能な者を設置すること。
- (4) 受託者は、本業務の目的を十分に理解したうえで業務を遂行すること。
- (5) 本業務の実施にあたり県民会議と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し取り扱うこと。
- (7) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県民会議及び受託者の協議の上、決定する。